

○津久見市市民意見募集手続に関する要綱

令和4年9月1日
告示甲第21号

(目的)

第1条 この要綱は、津久見市(以下「市」という。)の政策等の企画立案過程における市民意見募集手続に関する必要な事項を定め、政策等の意思形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 市民意見募集手続(以下「本手続」という。)は、市の政策等の企画立案過程において、その立案に係る政策等の趣旨、内容等を公表し、市民から広く意見、情報等(以下「意見等」という。)を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する手続をいう。

2 本手続は、市の政策等の立案に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第3条 本手續は、次に掲げるもの(以下「計画等」という。)を対象とする。

- (1) 市の政策に関する基本的な計画、方針等の策定又はこれら的重要な改定
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は重要な改定
 - (3) 広く市民に適用され、市民生活に影響を与える制度の制定又は重要な改定
 - (4) 広く市民が利用する公共の建物の建設又は改修に係る基本計画等の策定若しくは改定
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項に掲げる計画等のうち、法令等により本手続に準じた意見聴取の手続等が定められているもの、実施機関に実質的な裁量の余地がないもの、災害等への対応等迅速又は緊急を要するもの、軽微なもの及び本手続を行うことによる時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められるものについては、本手続の適用を除外することができるものとする。

(実施機関)

第4条 本手続の実施機関は、市長(地方公営企業の管理者としての権限を行う場合を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防本部とする。

(公表時期及び資料)

第5条 実施機関の長は、計画等の最終的な意思決定を行う前に、計画等の案及び次に掲げる関係資料(以下「公表資料」という。)を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の趣旨、内容及び背景等を記載した資料

- (2) 意見等の募集方法、募集機関名及び募集期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案を理解する上で必要な資料
(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所(以下「公表場所」という。)での閲覧、津久見市ホームページへの掲載、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他実施機関の定める方法により行うものとする。

- 2 津久見市ホームページへの掲載は、公表資料が相当量に及ぶ場合は公表資料の全てを掲載することなく、計画案の概要、公表資料の入手方法、意見等の募集方法等を明示することにより行うことができるものとする。
- 3 実施機関の長は、市広報誌への掲載や津久見市ホームページ等による広報などの方法により意見募集の周知に努めるものとする。
(意見等の募集方法)

第7条 実施機関の長は、次に掲げる方法により意見等を募集するものとする。

- (1) 公表場所での提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 実施機関の長が適当と認める電子申請等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)として残る方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の長が適当と認める方法
- 2 意見等の提出に当たっては、実施機関の長が別に定める様式を用いなければならない。
 - 3 意見等の募集に当たっては、意見等の提出者の氏名、住所その他実施機関が必要とする情報を求めるものとする。
 - 4 前項の規定により求める情報のうち、氏名、住所がない意見等については、意見等として採用しないものとする。
 - 5 市民以外の者から意見の提出があった場合には、市民の意見と同様に取り扱うものとする

(意見等の募集期間)

第8条 実施機関の長は、市民が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、目安として30日以上の募集期間を定めるものとする。ただし、30日以上の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。この場合において、第5条の規定による公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

- 2 第6条第3項の規定は、第1項の規定による募集期間の延長について準用する。

3 郵便の方法により意見等を提出する場合は、募集期間の末日の午前 12 時必着とする。

(意見等の活用)

第 9 条 実施機関の長は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定の手続を行うものとする。

(意見等の公表)

第 10 条 実施機関の長は、提出された意見等及びこれに対する市の考え方を整理して公表するものとする。

2 提出された意見等のうち、公表することにより個人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の規定による公表の方法について準用する。

4 意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。